

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>八尾市は、河内音頭をはじめ、さまざまな伝統的文化が今に継承され、心合寺山古墳などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる自然環境に恵まれたまちであります。また、多種多様な技術を有する中小企業が集積しているものづくりのまちであり、多くの外国人が共に生活するまちでもあります。人情と情熱にあふれる市民のパワーが先人の汗と知恵を引き継ぎながら、八尾固有の風土とまちを作り上げてきました。</p> <p>古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出してきました。</p> <p>この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、<u>性別</u>、年齢、障がいのあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要となってきます。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。</p> <p>市民が住みつけたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たなしくみを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、<u>性別</u>、年齢、障がいのあること等による差別を受けることがない。</p> <p>(2)・(3) 略 (まちづくりの基本原則)</p>	<p>八尾市は、河内音頭をはじめ、さまざまな伝統的文化が今に継承され、心合寺山古墳などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる自然環境に恵まれたまちであります。また、多種多様な技術を有する中小企業が集積しているものづくりのまちであり、多くの外国人が共に生活するまちでもあります。人情と情熱にあふれる市民のパワーが先人の汗と知恵を引き継ぎながら、八尾固有の風土とまちを作り上げてきました。</p> <p>古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出してきました。</p> <p>この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、<u>性</u>、年齢、障がいのあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要となってきます。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。</p> <p>市民が住みつけたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たなしくみを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、<u>性</u>、年齢、障がいのあること等による差別を受けることがない。</p> <p>(2)・(3) 略 (まちづくりの基本原則)</p>

第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。

- (1) 略
- (2) 市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。
- (3) 市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。
- (4) 市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

第4条 略

(協働の推進)

第5条 略

2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

第6条～第10条 略

(校区まちづくり協議会)

第10条の2 略

2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。

3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。

4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。

5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

(わがまち推進計画)

第10条の3 略

2・3 略

第11条～第14条 略

(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)

第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへ

第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。

- (1) 略
- (2) 市民と市及び市民どうしは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。
- (3) 市民と市及び市民どうしは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。
- (4) 市民と市及び市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

第4条 略

(協働の推進)

第5条 略

2 市民と市及び市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

第6条～第10条 略

(校区まちづくり協議会)

第10条の2 略

2 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。

3 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。

(わがまち推進計画)

第10条の3 略

2・3 略

4 市は、協議会が策定した推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。

5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

第11条～第14条 略

(満18歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)

第15条 市は、市民のうち、満18歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへ

の参加の機会を保障するよう努めなければならぬ。

(条例の見直し)

第16条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。

2・3 略

の参加の機会を保障するよう努めなければならぬ。

(条例の見直し)

第16条 市は、地域力を活かした市民と市及び市民どうしの協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて市民とともに検討を行うものとする。

2・3 略